- $\Diamond$ 版で、一般への公開用ではありません。 議事速報は、 審議の参考に供するための未定稿 正規の会議録が発行される
- $\Diamond$ 後刻速記録を調査して処置することとされた は、原発言のまま掲載しています。 理事会で協議することとされた発言等

 $\Diamond$ 今後、訂正、削除が行われる場合がありま ので、審議の際の引用に当たっては正規の会 議録と受け取られることのないようお願い

## 時開議

質疑を続行いたします。長妻昭 休憩前に引き続き会議を開きます。

|長妻委員 | 長妻でございます。

を受けるというようなことになって、仕事をやめ をこれまでずっと得ていた方がことし一月に介護 いは三割負担、こういうことになるわけでござい て収入ゼロになった、そういう方もことしいっぱ です。そうすると、例えば、三割負担相当の収入 の対象者の年収、所得というのは前年だと思うん とお尋ねするんですけれども、自己負担三割。こ まず初めに、本法案の三割負担についてちょっ よろしくお願いいたします。

す

割合が何で決まるかというと、これは前年の所得 で決まるということでございます。 )塩崎国務大臣 指 のように、 利用者負担

> する、 いうことになるのでございますか。 から収入がゼロになっても、いつまで三割負担と ○長妻委員 そうすると、その方はことしの一月 応じた負担をお願いするということでございます。 にどうなのかということであれば、前年の所得に 前年、所得があったけれども今はない、その場合 いうことでございますので、 住民税の情報をもとに所得を算定する、 の保険料あるいは保育園の保育料などと同 各種社会保障制度に共通するものであると 扱いは介護保険の保険料とか国民健 今お話しのように、 定 U 康

いうこととなっております。 の八月から翌年の七月までの割合が決められると 今申し上げたように、前年の所得をもとに当該 ○塩崎国務大臣 利用者負担の割合については、 年

ないということでございます。いうのは、八月から翌年の七月まで通して変わら したがって、前年の所得で決まった負担割合と

突然、ことし一月、介護を受けるようになって収収が一定程度、三割負担になるような年収の方が、 うことだと思います。うなずいていただいていま月から来年の七月まで一年半、三割負担、こうい 入ゼロになった場合は、ある意味では、ことし一 ○長妻委員 私が今申し上げた前提は、ずっと年

ますから、しかも三割負担ほどの高い収入はない 受けるとなると、一般的には働けないわけであ ·けでありまして、 先ほども阿部委員からの質問で、 スが載っておりましたけれども、やはり介護 そのときに、 一年半も三割負 給与収入の ŋ をケ

> こういうことになるわけであります。 所得が低ければ双方とも、御夫婦とも一 円とか十億円の財産を持って、貯金がある方でも、 いうのは見ていないわけでありまして、仮に一億 いかもしれませんけれども、今回、貯金の多寡と 続く。百歩 /譲って、貯金がたくさんあれ 割負担、 1

哲学とかやり方についてです。 私自身が問題意識として持っております Ó は

と思っております。 な考え方というのは、 もう少し御負担いただきましょうと。この基本的 だろうが高齢者だろうが、お金の余裕のある方に ですけれども、お金に余裕のある方に、現役世代 ども、これからの時代は、与野党共通だと思うん える、こういうような構造になりがちでしたけれ では、現役の方に御負担をいただいて高齢者を支 る方にはもう少し御負担をいただこうと。これま 基本的な考え方は、私自身も、 私自身も推し進めるべきだ お 金に余裕  $\mathcal{O}$ 

学といいますか、基本的な考え方がしっかりして れは考えなきゃいけないと思うんですね。 いせざるを得なくなる状況のときに、よくよくこ いないと、これからどんどんそういうことをお願 ただ、それを推し進めるに当たって、やはり哲

差をつけないで、ユニバーサル、共通的に、差を ついてはお金持ちからより多くいただく、 ことですね。例えば、税金とかあるいは保険料に つけないで給付する、そういう考え方というのも いいんだけれども、 一つは、給付はユニバーサルでいくのかという 強くあるわけで、 給付については所得の多寡に 我が党も今そういう考え方の ・それは

研究会を開 いるところであります。 れ が

が発生しない持ち家なのか、家族構成とか、そういは体の状況とか、あるいは賃貸住宅なのか家賃ないかと。単なる所得でなくて、資産とか、ある があるんじゃないかというふうに思います。 当てはめるのか、これもやはりよく研究する必要 ないというのはどういう方々をそのカテゴリーに かとか、実態調査を綿密にする必要があるんじゃ 野党議員からも、二割負担になってどうなったの どういうことなのかというのをもうちょっと厳密 いうことによっても、単純にお金に余裕がある、 に政府も、これからそういうことをお願いするケ ースがふえてくるとすれば、研究する必要がある。 お金に余裕があるというの は

平なのかなと。先ほどの貯金の件もそうなんでご きは奥様は自己負担は一割負担、これは本当に公 奥様が専業主婦で介護を受けるということになる 暮らしじゃないの、それで奥様が介護を受けると と、一割負担なわけですよ。何で御主人が年収二、 例えば、御主人の年収が二、三千万円の方でも、 三千万円なのに、奥様は専業主婦だ、何か優雅な そして、最後は、公正公平なのかということで。

例えば、三割負担となるであろう方々の保険料を、 いて、一番目の件なんですけれども、 お金に余裕のある方に御負担をいただく方法につ そこで、ちょっとお尋ねするんですけれ の方法もあったんじゃないかと思うんですね。 いするときに、今回の枠組みでいったらもう一 御負担をお ども、

> はなぜなんでございますか。 が、保険料を上げるという選択をしなかったの いう方法もなきにしもあらずだったと思うんで なくて二割とか一割のままにとどめていく、そ 御負担を上乗せしていく、 そして三割

す

う

ことであります。 ございまして、基本は所得、それも個人の所得と ございます。それを基準に決められているという いうことでこの介護保険は成り立っているわけで しをしていただくということでやっているだけで 資産に関しては、預貯金だけボランタリーにお示 て非常に重要な問題でありますが、今のところ、 いうお話がありました。その問題はその問題とし カウントするとかいろいろな考え方があるんだと 〇塩崎国務大臣 今、所得だけではなくて資産

たわけであります。

ありますが、介護保険につきましては、六人に一年額約二千五百円の増加というふうになるわけでば、この層の保険料は、一人当たり月額約二百円、 三割にふえた方々に関してのことでございますが。いるということでございます。それは、二割から が、そもそも、二割負担から三割負担への引き上かったのかという御質問かというふうに思います 推計をされております。これで機械的に推計すれ 十万以上の第一号被保険者は約四百万人になると 億円、そういうぐらいのことを今回お願いをして 込んでおりまして、その財政影響は満年度で約百 げの対象者は受給者の約三%程度というふうに見 人しかサー 今、なぜ保険料で高齢者に負担をしてもら 一方、三割負担に相当する合計所得金額二百二 ビスを受給していないということに わ な

> ん中の基準額の一・五倍から一・七倍に引き上げから九段階にふやしました。最大限の負担額を真 ありますが、一号保険料の区分については六段階 の方のコストを負担するということでございます。 もかかわらず、保険料で、受けている六人に一人 ではないんじゃないか。つまり、受けていないに ない方に保険料負担の理解を得ることがそう簡単 実は、前回の改正の中でも、御案内のとおりで べて、サービスを受けて

かなか国民の理解が得られるというふうには、簡料で取るということについては、選択肢としてな を得るのはそう簡単ではないというふうに思うわさらに引き上げることについてはなかなか、理解 が見込まれる中で、最大の負担額を一・七倍からおいても、保険料の基準額がさらに高くなること ところでございます。 単にはいかないのではないかというふうに考えた 百億円でありますけれども、こういうものを保険 けでございまして、今言ったような理由で、今回 第七期、すなわち平成三十年から三十二年

保険ですから、保険の思想というのを本当に 挙げられましたけれども、私は、この介護保険は 〇長妻委員 その対象人数の多さということを今 えた判断なのかどうかと。

ういう対象者の方々は、これは保険ですから、 担。高齢者でも三割。そして、今回、介護も三割 と思いますが、医療も三割なわけですね、自己負 例えば、 .なる。こういうことを進めていくと、やはりそ 現役並み世帯の方、 ほぼ基準は同じだ

ていく必要がある。

でいく必要がある。

でいく必要がある。

でいく必要がある。

でいく必要がある。

でいく必要がある。

でいく必要がある。

でいく必要がある。

でいく必要がある。

でいく必要がある。

ないわけでありますから。
ときの受給抑制だってまだ正確なデータは出ていて本当に受給抑制が起こらないのかどうか、私はで本当に受給抑制が起こらないのかどうか、私はである、一割の方々の状況、所得の状況の中で、ら、今の三割の方々の状況、所得の状況の中で、ら、今の三割の方々の状況、所得の状況の中で、

ですから、保険料でやるのか、自己負担をふやしていくのかというが出来ですが、一回介護にないりがし、しかも、先ほど申し上げましたように、当たり前ですけれども、病気にかかったときは、当たり前ですけれども、病気にかかったときは、いうケースも多いと思うんですが、一回介護にないけれども、その後、回復して仕事に復帰するといけれども、その後、回復して仕事に復帰するといけれども、その後、回復して仕事に復帰するといけれども、その後、回復して仕事に復帰するというかースも多いと思うわけでありますから、よりも非常に難しいと思うわけでありますから、よりも非常に難しいと思うわけでありますから、ですから、保険料でやるのか、自己負担をふやですから、保険料でやるのか、自己負担をふやですから、保険料でやるのか、自己負担をふやですから、保険料でやるのか、自己負担をふや

でもない、長期入院をされる場合ももちろんあるうような御指摘もございましたが、必ずしもそう〇塩崎国務大臣 病気の場合には一回で済むといするお考えというのはないんですか。

たほど申し上げたように、前年の所得で八月からその翌年の七月までの負担割合が決まるというよこの形は国民健康保険も同じでありますし、そも住民税そのものが前年の所得から割り出してくる、ですから、たまたま仕事をかわる、ブランクの期間があったりするとかなり負担の大きい住民税の請求が来るということもございますが、何民税の請求が来るということもございますが、何民税の請求が来るということもございますが、何民税の請求が来るということもございますが、何民税の請求が来るということもございますが、何民税の請求が来るということもございます。

うことでございます。 大事なことは、助け合いの仕組みとして介護保 大事なことは、助け合いの仕組みとして介護保 大事なことは、助け合いの仕組みとして介護保

とりあえず今回こういう形で御提起を申し上げてかそう簡単ではないということでございますので、料でこれを高額所得者から取るというのもなかなとでありますが、さっき申し上げたように、保険いうことで、ほかにかわる案はないのかというこっては一月から三割負担をしないといけないぞとっては一月から三割負担をしないといけないぞと

いるということでございます。

○長妻委員 保育と一緒の同列で今若干答弁があいるからふえてくる、団塊の世代の方々が七十五歳以からふえてくる、団塊の世代の方々が七十五歳以からふえてくる、団塊の世代の方々が七十五歳以からふえてくる、団塊の世代の方々がお上に二○二五年になるわけでありますから。 上に二○二五年になるわけでありますから。 と、なかなかすぐに職場に復帰できない、はかまかは介護の方もに、保育と違うわけですね。 でまり、介護を一だけ自己負担がふえるとすると、例えば入院してがいる方も三割負担になるし、あるいは介護を一になる方もできない、のますがある方もでありますがありますがある方とでありますがら。

四年半もの間そういう形で続いていたときの優 四年半もの間そういう形で続いていたときの優 四ないわけでございますか、実態調査も含めて。 ないわけでございますか、実態調査も含めて。 ないわけでございますか、実態調査も含めて。 にしても、お年の年金の議論のときにここでも たが、やはり総合的にどう社会保障で支援がで とるのかということが一番、今考え得ることとし とものかということが一番、今考え得ることとし とれは特に新しいことではないというふうに思う それは特に新しいことではないというふうに思う わけでございます。

お願いせざるを得なくなるし、やはりそういう方お金に余裕のある方にはこれから本当に御負担を〇長妻委員 私が申し上げたいのは、私自身も、

なんです。 答弁ではそういう方々を説得できないということ 増していくときに、前例踏襲のような紋切り型の 要なんです。ですから、そういうことがこれから で懇切丁寧に頭を低くしてお願いする、これは必 めに本当に御協力いただきたい、そういう言い方 なんです。

本当に大丈夫かということなんですね。ある日本当に大丈夫かということなんですね。そうれで本当に大丈夫かということなんですよ。そうれで本当に大丈夫かということで、そういう方々の措置は考えませんということで、そういう方々の措置は考えませんということで、そういう方々の説得をこれからできるのかということなんですね、説得をこれからできるのかということなんですね、説の皆さんも持たないんですかね。収入が全くなめいですよ。貯金は今回勘案しませんからね。私も、貯金がウン千万円あって、収入が全く途絶えも、貯金がウン千万円あって、収入が全く途絶えも、貯金がウン千万円あって、収入が全く途絶えも、貯金がウン千万円あって、収入が全く途絶えると思いますが、貯金ゼロの方も多いわけですあると思いますが、貯金ゼロの方も多いわけですよ。一定程度収入があったって。

しょうか。ちょっと踏み込んで、ペーパーでなくに御負担のお願いというのは引き続きできるんで臣、そういうことでこれからお金に余裕のある方だと、余り踏み込んだ答弁するなみたいな二人羽がどうかということについて一切考慮しない、前かどうからにとについて、本当に貯金もゼロで、そういうことについて、本当に貯金もゼロで、

く、答弁いただけないですか。

○塩崎国務大臣 毎月の上限というのがあるのは○塩崎国務大臣 毎月の上限があるわけでございますのとですから、大体六十万円弱、年間でお支払いますのとですから、大体六十万円弱、年間でお支払いるとですから、大体六十万円弱、年間でお支払いるとですから、大体六十万円弱、年間でお支払いるとですから、大体六十万円弱、年間でお支払いるのは

です。
それで、これは先ほど申し上げたとおり、三つです。

てまいったということでございます。といったということでございます。としてはやはり、今考えるべきは、それぞれていかないといけないとは思いますけれども、私生が進む中でたくさん出てくるということはよく見当にどのぐらい出てくるのかということはよく見られが進む中でたくさん出てくるということが、本のおかのであります。

○長妻委員 それに加えて、税金がどんと来るわり

これは厳重に申し上げておきます。

うのはおわかりになりますですか。すが、一番配分されているところの町と金額とい地域、そういう地域に手厚く配分されているんで齢ですね、年齢が高い方々あるいは収入の少ない齢ですね、年齢が高い方々あるいは収入の少ない齢ですね、年齢が高い方々あるいは収入の少ない。

〇丹羽委員長 ちょっと速記をとめてください。

〇丹羽委員長 速記を起こしてください

○塩崎国務大臣 突然の御質問でございますけれ ○塩崎国務大臣 突然の御質問でございますけれ ども、お配りをいただいている二十一ページでし ども、お配りをいただいている二十一ページでし ども、お配りをいただいている二十一ページでし と思います。

給付に充当するために。 国庫負担で配られているわけですね、介護保険の 日を妻委員 ほとんど全部の自治体にこのお金が

愛媛県久万高原町二億円、一位が鹿児島県伊仙 まさに大臣の御地元かどうかあれですけれども、 軒並み超えている自治体もありますし、愛媛県の 体だけ金額を出していただいたんですが、一 千百万円、三位が奈良県の野迫川村八百万ちょ 億一千六百万円、二位が鹿児島県の天城町 ちょっと計算が大変だと思って、上位十の自 +児島県の町村が続いて、 方円、 知県の大川村九百万円、 和歌 山県の北 億を 億 町

います。 島県の瀬戸内町一億七千万円等とあるわけでござ

本当に苦しいところなんですね、こういう自治体というのは。まさかこの調整交付金がこれまでの算定と変わってしまう、つまり、真面目にやっていないからといって切るというような趣旨の条文もこの中に入っているやに聞いておりますけれども、調整交付金を切ることはないということは、ども、調整交付金を切ることはできるわけですか。おっしゃっていただくことはできるわけですか。おっしゃっていただくことはできるわけですか。おっしゃっていただくことはできるわけですか。村や都道府県に対して、自立支援とか重度化防止村や都道府県に対して、自立支援とか重度化防止村や都道府県に対して、自立支援とか重度化防止村や都道府県に対して、自立支援とか重度化防止村や都道府県に対して、自立支援とか重度化防止村や都道府県に対して、自立支援とか重度化防止村や都道府県に対して、自立支援とか重度化防止村や都道府県に対して、自立支援といるというは、こういう自治させていただいております。

ます。

一方で、財政的なインセンティブを調整交付金ます。

一方で、財政的なインセンティブを調整は、追加の財源によって実施をすべきをなどという意見もございました。また、自治体きなどという意見もか、あるいは、ディスインセンすべきとの意見とか、あるいは、ディスインセンはないのかというお話がございましたが、社会保において行うのか、そしてまた、それを切ることにおいて行うのか、そしてまた、それを切ることにおいて行うのか、そしてまた、それを切ることにおいて行うのか、そしてまた、それを切ることにおいて行うのか、そしてまた、それを切ることにおいて行うのか、そしてまた、それを切ることにおいて行うのか、そしてまた。

題であるわけでありますが、適正なサービス利用るのかということが当然それに伴って出てくる問また、保険者の取り組みを評価するのはどうす

とが大事だというふうに考えております。センティブではない方向に行かないようにするこ平な指標として、考えている方向ではない、インアウトカム指標とプロセス指標を組み合わせて公平なおまず第一。そして、各保険者における高齢化とがまず第一。そして、各保険者における高齢化の阻害につながらないことが前提であるというこの阻害につながらないことが前提であるというこ

本うに思っております。 には高齢者が多いところ、あるいは所得が低い、 には高齢者が多いところ、あるいは所得が低い、 には高齢者が多いところ、あるいは所得が低い、 には高齢者が多いところが多いというのが先ほどの はぼイコールのところが多いということで、さっきリ なっておりますが、今後どうするのかという ことはしっかり議論をさせていただきたいという ことはしっかり議論をさせていただきたいという にはこれから詰め

○長妻委員 今この法案を審議しているにもかかの長妻委員 今この法案を審議しているにもかからず、まだわからないと。しかも、新しい交付をもあり得るというような答弁だったわけでありますけれども、本当にこの法案審議のところで明ますけれども、本当にこの法案審議のところで明ますけれども、本当にこの法案審議のところで明らかにしないでいいんでしょうか、こんな大切ならかにしないですね。どうのも、ちょっとぐらいは明らかにしてほしいかのも、ちょっとぐらいは明らかにしてほしいんですね。

うんです。例えば介護度が改善するとか、いろい大臣はこういう趣旨のことをおっしゃったと思

もつけてしまうというのは。いことなんですね、それでディスインセンティブしたけれども、これもよくよく考えてみると難しろな介護のメニューを実施するとかおっしゃいま

切ってしまう、今でもどこも大変でひいひい言っ 常に私は危惧を持つわけであります。 ているところを、そういうちょっとよくわからな 価で、上乗せの部分ですから。ただ、今の部分を 金を設けるのはいいと思うんですね、そういう評 な問題があるわけで、単純に、私は、 の問題とか、健康寿命の地域格差とか、いろいろ 生懸命頑張っても。食生活の問題とか、平均余命 ろ、それは全然改善度なんて違うわけですよ、一 介護を受けている人の平均の年齢が七十歳のとこ けている人全体の平均年齢が九十歳のところと、 い指標で切ってしまうということについては、 つまり、例えば、極端な例でいうと、 新しい交付 介護 を受 非

金のところで。

・
はいんじゃないですかね、法案審議の。せめて、いうのは、余りにも中身の空洞な議論になりかねないんじゃないですかね、法案審議の。せめて、ないんじゃないですかね、法案審議の。せめて、ないんじゃないですがね、法案審議の。せめて、ないがのは、余りにも中身の空洞な議論になりかねをのところで。

方向に行かないということであれば場合によって形で努力をする人は応援をしよう、もしそちらの仕組みであるわけであります。その目的に沿ったというのが大目標として組まれている助け合いの言わずもがなでございますが、自立と重度化防止言かがもがなでございますが、自立と重度化防止

ということであります。はディスインセンティブもという意見が出ている

何えば具体的にどういう指標を今のアウトカム 指標とプロセス指標で考えているかと申し上げま をしても使うということなどが大きな方向性で我 をしても使うということなどが大きな方向性で我 をしても使うということなどが大きな方向性で表 としても使うということなどが大きな方向性で表 をしても使うということなどが大きな方向性で表 をしても使うということなどが大きな方向性で表 をしても使うということなどが大きな方向性で表 をしても使うということなどが大きな方向性で表 をしても使うということなどが大きな方向性で表 をしても使うということなどが大きな方向性で表 をしても使うということなどが大きな方向性で表 をしても使うということなどが大きな方向性で表 をしても使うということなどが大きな方向性で表

それから、プロセスの指標として、結果だけの を追いかけて、結果としては自立にも重度化防止 を追いかけて、結果としては自立にも重度化防止 にもつながらないというようなことをやられてし にもつながらないというようなことをやられてし にもつながらないというようなことをやられてし しようということで、地域包括ケア「見える化」 システムの活用状況も含む地域分析の実施状況、 そういう努力をしているかどうか、ケアマネジメ そういう努力をしているかどうか、ケアマネジメ それから通いの場の参加状況とか、地域ケア会議 との共有をどのようにしているのかといったこと、 との共有をどのようにしているのが大きな考え方でご いというふうに考えているのが大きな考え方でご いというふうに考えているのが大きな考え方でご いというふうに考えているのが大きな考え方でご いというふうに考えているのが大きな考え方でご

年齢とか地域独特の健康寿命の延びとか、そうい慎重にやらなきゃいけないのは、全体のベースの関すがある。 ですから、そういう指標はなかなか

業手去を思い出したわけであります。 なやすとか、こういう順位をつけてやるような営い方になっとが、こういう順位をつけてやるような営い方のがあって、そにけれども、○○証券会社というのがあって、そにけれども、いただいたときに、調整交付金もいであったが、こういう順位をつけてやるような営いできに、私もかつて経済誌の記者をやっていましたができた。私はこの表を、何十枚あるんでうものがないと。私はこの表を、何十枚あるんで

業手法を思い出したわけであります。 業手法を思い出したわけであります。 なないというがで、子供を評価するような形で、 にもまずいんじゃないかと私は思いますので、こ にもまずいんじゃないかと私は思いますので、こ しかも自治体というのは自治権がある一国一城の あるじで、きちっと基本的にはやっているところ であるわけでありますので、何らかのほかのサポート支援という形で、子供を評価するような形で、 一ト支援という形で、子供を評価するような形で、 をを減らすぞと言わんばかりのやり方というのは、 私はよくないというふうに思うわけであります。 なたして、そちなとはかります。

ございますか。

で職というのは減ったのか、ふえたのか、どっちでとも、一体、安倍総理が音頭をとってから介護離ども、一体、安倍総理が音頭をとってから介護離ということなんですけれども、鳴り物入りでもでして、安倍総理もおっしゃっている介護離職

ないといけないということだというふうに思いま象徴的な最も大きいのが、離職を介護がゆえにしなどが余り負担にならないようにしていくという理解は、やはり、介護に関連するさまざまな負担の塩崎国務大臣 介護離職ゼロというのは、私の

こ。今、介護離職者の数についてお尋ねがござい

ま

総務省の就業構造基本調査によって把握を、介総務省の就ます。

においます。 一方で、厚生労働省としても、介護離職者の状 一方で、厚生労働省としても、介護離職者の状 一方で、原生労働省としても、介護離職者の状 一方で、厚生労働省としても、介護離職者の状 一方で、厚生労働省としても、介護離職者の状

○長妻委員 あれほど鳴り物入りでおっしゃって○長妻委員 あれほど鳴り物入りでおっしゃって○長妻委員 あれほど鳴り物入りでおっしゃって

かなかないわけでありますが、私もいろいろな研るのかということについて深い研究というのがなその中で、日本の介護離職はどうして一体起こ

潔に教えていただけますか。ども、介護離職が起こるメカニズムというのを簡JILPTにきょう来ていただいておりますけれ詳細であると私は理解をしておりますので、この究を見ましたけれども、JILPTの研究が最も

○管野参考人 長妻先生が配付された資料の二ページにございます仕事と介護の両立相関図をごらージにございます仕事と介護の両立相関図をごらージにございます仕事と介護の両立相関図をごらった

を示しております。 一番左上の、身体介助の必要ということ、これを示しております。 一番左上の、身体介助の必要が生じたり、勤務時間の調整を行う必要が生じたり、勤務時間の調整を行う必要が生じること、ために勤務時間の調整を行う必要が生じること、ために勤務時間の調整を行う必要が生じること、ために勤務時間の調整を行う必要が生じるということですが、そのようなリスクにでは、育児・介護休業法において介護体業やでいては、育児・介護体業法において介護体業やでいては、育児・介護体業法において介護体業やでいては、育児・介護体業とのよう必要が生じるということ、これの関係が関係がある。

ら介護離職、退職に至り得ることを示しておりまの必要を生ぜしめたり、仕事と介護の両立困難かすいこと、また、場合によっては勤務時間の調整悪化を招き、ひいては仕事の能率の低下を招きやから生ずる疲労やストレスが介護者の健康状態のロセスについては、認知症などの要介護者の介護コセスに対し、一番左下の、認知症から発するプ

○菅野参考人 認知症の場合には、夜間の介護影響なのかというのをもうちょっと具体的に。○長妻委員 認知症についてもう一度、どうい以上でございます。

ń

○菅野参考人 認知症の場合には、夜間の介護と ○菅野参考人 認知症の場合には、夜間の介護と ○情野参考人 認知症の場合には、夜間の介護と ○情野が表さいうようなことであります。 ○情野を表すいうようなことであります。

のうち八割の方が認知症であるということでありれども、要支援も含めて、要介護も含めて、全体ことでありますが、十一ページ目でございますけを受けている方のうちなっておられるのかというでは、今の認知症というのはどのぐらい、介護

症だ、こういう今時代になりました。いうことで、要介護の方はほとんど皆さんが認知要介護二であっても八七%、要介護三も九一%とます。要介護一であっても八九%の人が認知症だ、

うに私は認識をしております。 そして、十三ページ目でございますけれども、 そして、十三ページ目でございますけれども、 を 方に私は認知症なしが三二・九%、それ以外 かというと、認知症なしが三二・九%、それ以外 の方は、程度の重さはありますけれども認知症で あるということで、デイサービスに通っておられ る方も七割近くが認知症である、こういうような というにとで、が認知症である、こういうような を が出ていて、今や、この認知症を支える御家 に いかというのが介護離職をとめる最大の では、いわゆるデイサービス、通所介護に通って では、いわゆるデイサービス、通所介護に通って では、いわゆるデイサービス、通所介護に通って では、いわゆるデイサービス、通所介護に通って では、いわゆるデイサービス、通所介護に通って

わけでございます。とうしても、今のレスパイトケア、いわゆる家族介護者の休息支援については、この認知症といくも、脳血管疾患の寝たきりの場面を想定していて、も、脳血管疾患の寝たきりの場面を想定していて、も、脳血管疾患の寝たきりの場面を想定していて、も、脳血管疾患の寝たきりの場面を想定していて、も、脳血管疾患の寝たきりの場面を想定しているのが余り考慮されていないケースが大変多いが、からでございます。

ざいますか。
るのではないかと思いますが、大臣、いかがでごくというような考え方を取り入れるときに来てい況も考えながら介護保険の上限を柔軟に考えていやはりそういう方々について、家族介護者の状

だいている資料の十三ページ、今、認知症なしの 〇塩崎国務大臣 まず第一に、先ほどお配りいた

下全部、約七割が全部認知症ということでござい下全部、約七割が全部認知症ということで、むしますけれども、私どもの方では、認知症高齢者の指摘は必ずしも当たらないということで、むとは二以上であることをもって多くの介護が必要とは二以上であることをもって多くの介護が必要とは二以上であることをもって多くの介護が必要との指摘は必ずしも当たらないということで、むしますけれども、私どもの方では、認知症高齢者の要するところというふうに理解をしているところでございます。

す。り大変重要であるということを我々も思っていまり大変重要であるということを我々も思っていまるれからレスパイトについては、御指摘のとお

たがっております。
 たいただきましたが、例えば特養については、介をいただきましたが、例えば特養については、介をいただきましたが、例えば特養については、介をいただきましたが、例えば特養については、介護の必要がより高い、中重度の要介護者を支える護の必要がより高い、中重度の要介護者を支える護の必要がより高い、中重度の要介護者を支えるさいただきましたが、例えば特養については、介をいただきましたが、例えば特養については、介をいただきましたが、例えば特養については、介をいただきましたが、例えば特養については、介護の必要がよります。

一ページですけれども、日常生活自立度一は、何におっしゃいましたけれども、厚労省の資料の十ょうかね。一というのが認知症でないというふうちょっと大臣、間違っておられるんじゃないでしの長妻委員 ちょっと質問の趣旨と違うんです。

て。

て。

これほどの数でありましいうことでございます。これほどの数でありましうなのか、しかも、進行した場合どうなのかということもありますから、一以上は認知症であるとうなのか、しかも、進行した場合どうなのかということでございます。これほどの数でありましたようなのが、日常生活は家庭内及びらかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び

私らは出しているわけでございます。

本が今回出している対案は、そうでなくて、家おをケアするという法体系に一貫してなっている方をケアするという法体系に一貫してなっている方をかで、ですから、それはおかしいということで、日本はどちらかというとというか、それにおいるは出しているわけでございます。

いて自由に選び取る権利がある。つまり、自分が護者は、介護者になることと介護負担の程度についうのがございまして、こう書いてあります。介権利が保障される、これがばんと目的にあるわけ権利、要介護者と同様に、生活の質と人としての者は、要介護者と同様に、生活の質と人としての者は、要介護者と同様に、生活の質と人としての者は、要介護者と同様に、生活の質と人としての者は、要介護者法というのは、家族介護

だきたい。
て、ぜひ日本でもそういうふうに柔軟に対応いたいて各国が法律をつくっているわけでございまし非常に踏み込んだ憲章となっていて、それに基づ介護しなくてもいい権利があるというところまで

かっていただけるようなそういう施設も、 ですが、最後、そこだけお願いします。 介護離職ゼロというのはなかなか難しいと思うん 転、深夜介護に対応するような対策をとらないと、 うまく見ていく、こういうように認知症の昼夜逆 うなそういう仕組みを創設して、介護保険の中で 的にというか、ずっと夜だけ預かっていただくよ ョートステイとかありますけれども、夜だけ定期 る方について、 例えば昼夜逆転の高齢者の方とか、夜、徘回さ とになりますと環境の変化などもありますから、 に重要なのは、ずっと施設に預けていくというこ 最後に一問だけ申し上げますと、その中で 御家族、御本人も望めば夜だけ預 今もシ n

りで一 ことになっているわけでありますが、今、夜だけ 考えさせていただきたいというふうに思います。 うなことが今後新しい仕組みとして考え得るか、 ないわけではないので、 あり得るのかもわからないということを私も感じ いかということでありますが、そういうニーズも ということで、 がありましたが、ショートステイというのは泊ま 〇塩崎国務大臣 時的な、 野党同じなのは、 いずれにいたしましても、一つの目 例えば毎日とかいうことが 一定期間預かっていただくという 今、夜のことについての御指 御提案を受けて、 どのよ かできな

やいけない。
やいけない。
をいけない。
にれは同じなわけでありまして、その中で介護離のメカニズムというのがまだわかったばかりで、極いのメカニズムというのがまだわかったばかりで、一つでは、深夜介護というのがまだわかったばかりで、一つでのは、では、これは同じなわけでありまして、その中で介護離にれは同じなわけでありまして、その中で介護離

充実した審議をしてください。参考人もちゃんと まったものじゃないわけでありまして、きちっと 言われて、 ちっとやはり議論しなきやいけないと思います。 これがおかしい、あれがおかしいというふうに数 の支店を競争させるようにお国が成績をつけて、 裕のある方に御負担をいただくための哲学、 やってください。 会まで。ぱくるんなら、きちっとぱくってほしい 職ゼロ、そして働き方改革、きわめつけは共生社 ットと言っているんですよ。 値目標を掲げていくというようなことも含めてき ィスインセンティブということで、○○証券会社 はり議論していく必要があるし、調整交付金をデ を踏襲するのでなくてそういうものもきちっとや んですよ。中途半端にぱくって、スローガンだけ したから、私は、三大ぱくり疑惑、 共生社会の問題も、これは時間がありませんで 先ほどの三割負担にしても、 残業時間百時間なんて言われたら、 よろしくお願いします。 我が党から、 れからお金に ぱくり三点セ 介護離